

第102回八戸市都市計画審議会

平成26年6月25日

その他

都市計画に関する情報提供

八戸市都市計画審議会について

都市計画の基本的方針について

都市計画をめぐる最近の動きについて

最近の主な都市計画決定について

八戸市都市計画審議会について

1.職務

都市計画法の規定により設置される機関で、
都市計画法によりその権限に属された事項の調査審議をすること
市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議をすること

【都市計画の種類】

土地利用(市街化区域、市街化調整区域、用途地域など)、都市施設(道路、公園、下水道など)
市街地開発事業(土地区画整理事業など)、地区計画等

2.審議会委員構成

当審議会の委員は学識経験者、市議会議員、国・県の職員、市の住民で構成されて
おります。委員数は15名。

3.審議会の位置付け

「都市計画を決定・変更する際、都市計画審議会の議を経て決定・変更するもの」と
都市計画法の条文に記載されている。

言い換えれば

都市計画審議会が案を否決されると、一般的には都市計画を決定・変更できない。

都市計画の基本的方針について

【計画の位置付け】

八戸市総合計画
国土利用計画

八戸都市計画区域の整備、開発及び
保全の方針(県策定)

市町村の都市計画に関する基本的な方針



八戸市都市計画マスタープラン

コンパクトで効率的な市街地の形成

【平成16年3月八戸市策定】

都市拠点へ円滑に連絡する交通ネットワークの形成

当プランは市の将来像を示す全体構想と地域別構想、そして構想実現の進め方を示す推進方策から構成されています。

八戸市緑の
基本計画

八戸市住宅
マスタープラン

八戸市景観形成
基本計画

その他部門別計画

都市計画をめぐる最近の動きについて

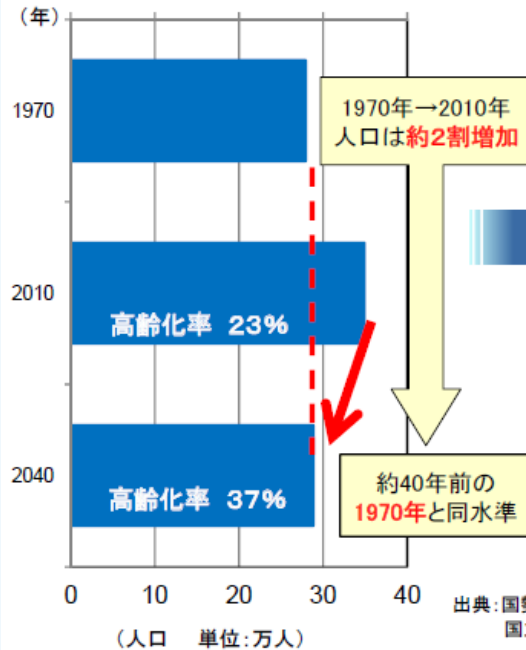
都市の現状



地方都市

県庁所在地の人口の推移

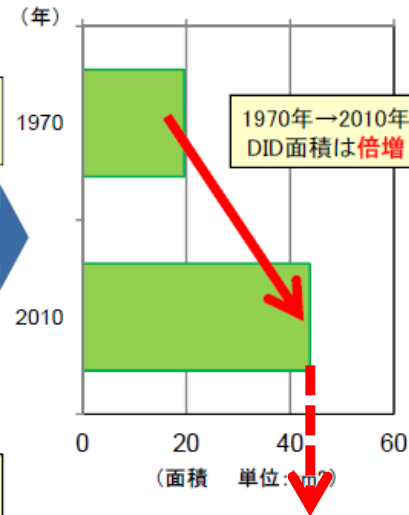
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)
〈1都市あたりの平均人口〉



出典:国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

県庁所在地のDID面積の推移

(三大都市圏及び政令指定都市を除く)
〈1都市あたりの平均DID面積〉



大都市

■大都市圏における高齢者人口の推移 (2010年→2040年)

		2010年	2040年	増加数	増加率
東京圏	65～74歳	414 万人	517 万人	103 万人	25%
	75～84歳	239 万人	333 万人	94 万人	39%
	85歳以上	79 万人	270 万人	190 万人	240%
名古屋圏	65～74歳	133 万人	150 万人	17 万人	12%
	75～84歳	84 万人	102 万人	18 万人	22%
	85歳以上	29 万人	84 万人	55 万人	191%
関西圏	65～74歳	233 万人	246 万人	12 万人	5%
	75～84歳	141 万人	166 万人	25 万人	18%
	85歳以上	48 万人	149 万人	101 万人	208%

* 東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

* 名古屋圏:愛知県、岐阜県、三重県

* 大阪圏:大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

出典:国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)

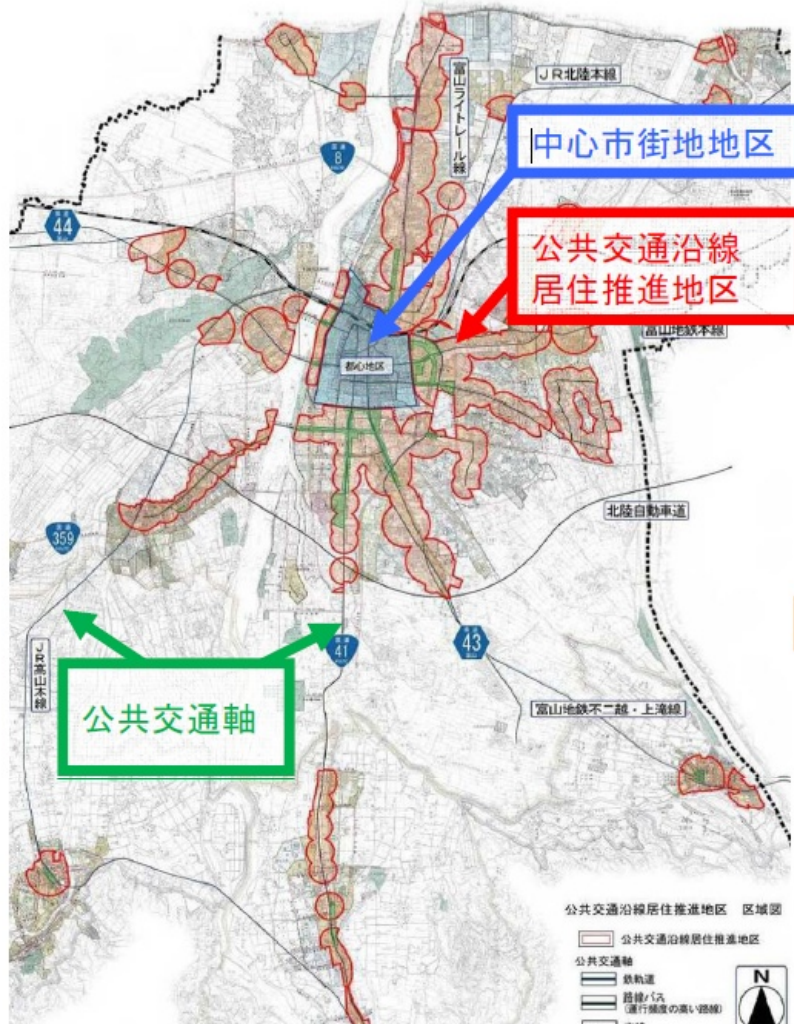
(都市再生・まちづくり、地域活性化等)

人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、上記の連携を活かし、民間の知恵や資金を活用しつつ、それぞれの地域戦略に基づき、コンパクト・シティやスマート・シティを実現・拡大するとともに、公共交通の充実や高齢者等が安心して暮らせる住宅の整備等を行う。

③都市計画をめぐる最近の動きについて

(参考)先進自治体における取組:富山市

○富山市においては都市マスタープランにおいて「コンパクトなまちづくり」を位置付け、これに基づき、中心市街地活性化や公共交通の活性化の取組が実施



マスタープラン

理念:

公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり

- ・居住を推進する地区の設定、当該地域に住む人口の目標
- ・諸機能の集約を図る都心・地域生活拠点の設定
- ・公共交通軸の設定、公共交通の整備・維持方針 等

コンパクトなまちづくりにおける拠点づくりを中心市街地で行う

コンパクトなまちづくりの実現に資する公共交通の活性化

中心市街地活性化基本計画

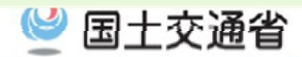
- ・中心市街地の活性化の目標
- ・中心市街地の区域
- ・具体的な事業(商業の活性化のためのイベント事業、再開発事業等) 等

公共交通活性化計画等

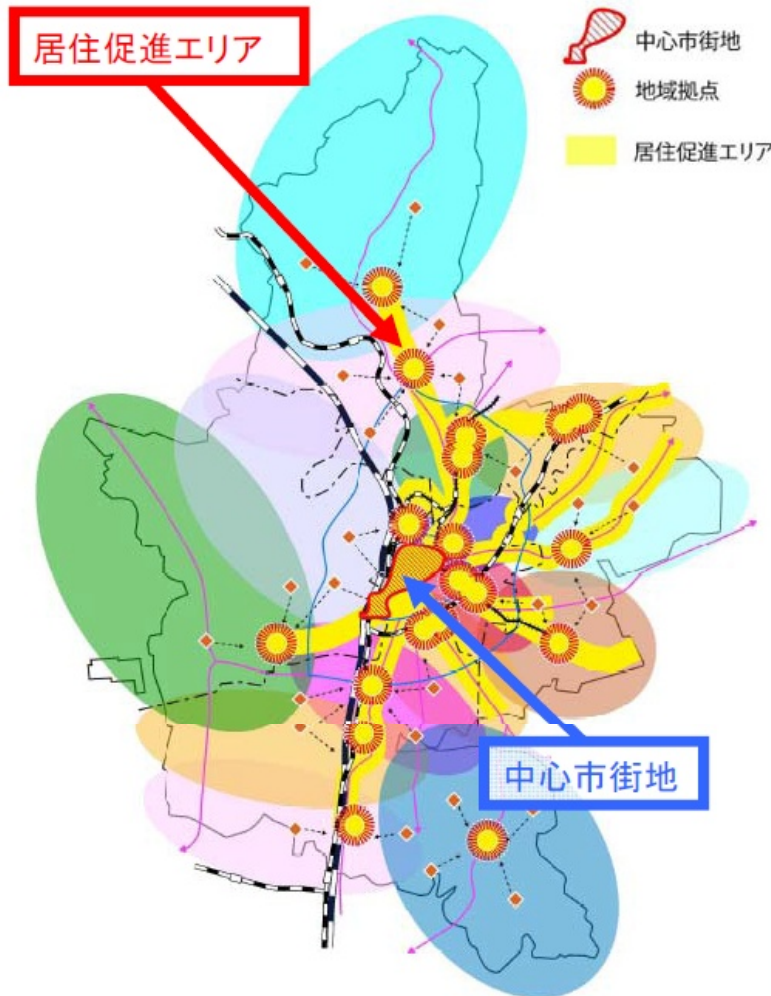
- ・公共交通軸の活性化事業(市内電車環状化等)
- ・生活交通サービスの整備方針(コミュニティバスの運行等)
- ・公共交通の利用促進(ICカードの導入等) 等

③都市計画をめぐる最近の動きについて

(参考)先進自治体における取組:熊本市



○熊本市においては、居住機能誘導や都市機能集積を推進するため、都市マスタープランを策定中。



マスタープラン (案)

◎都市構造の将来像:

「豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある
多核連携都市(都市のコンパクト化)」



◎取組の視点:

- ・公共交通の利便性が高い地域への**居住機能誘導**
- ・中心市街地や地域拠点への**都市機能集積**
- ・居住機能誘導と都市機能集積を支える、**公共交通ネットワークの充実**

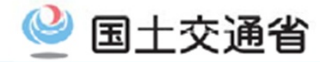


◎エリアの設定:

- 中心市街地及び地域拠点
 - 中心市街地 ⇒約415ha
 - 地域拠点(15地区) ⇒中心点(駅・バス停)から概ね800m圏
- 公共交通軸の設定
 - 全ての鉄軌道
 - 運行本数75本/日以上バス路線
- 居住促進エリアの設定
 - 鉄道駅・市電電停 ⇒ 概ね半径500m圏
 - バス停(ピーク6本/h) ⇒ 概ね半径300m圏

③都市計画をめぐる最近の動きについて

1. 地方都市の再生：今後の政策パッケージ



考え方

課題

急激な人口減少

目的

- ・ 防災性の高い生活の確保
- ・ 持続可能な都市経営（財政、経済、環境）の確保
- ・ 出歩きやすく、健康・快適な生活の確保

- 医療・福祉・子育て・商業等の生活に必要なサービスを、効率的に提供 → 生活サービス機能の計画的配置
- 生活サービスやコミュニティが持続的に維持されるよう、防災性に配慮しつつ、利用圏人口を確保 → 人口密度の維持
- 生活サービスへのアクセスの確保 → 公共交通の充実

核となるエリアと周辺の支え合いの構造(全体構造)が重要

都市全体の観点からコンパクトなまちづくりを推進

核となるエリアで医療・福祉等の生活サービスを整備

核となるエリアが周辺住民の生活に貢献

厳格な規制型から民間活動を重視した誘導型の仕組み

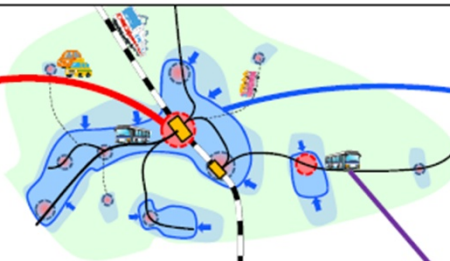
生活サービス機能の計画的配置

- ・ 福祉・医療施設等をまちなかで計画的に配置

多極ネットワーク型コンパクトシティ (串と団子)

人口密度の維持

- ・ 集落の歴史、合併の経緯、人口の推移等を意識してまとまりのある居住を推進



公共交通の充実

- ・ 利用圏人口の確保と公共交通施設の充実、交通網の再編、快適で安全な公共交通の構築を推進

最近の主な都市計画決定

年度	決定(変更) 告示年月日	告示番号	地方審議会年月日 上段:県 下段:市		都市計画 種類	都市計画決定の内容
23	H24.1.10	青森県 第12号	H23.11.18	第133回	道路	八戸都市計画道路の変更 県決定路線 8路線 名称、線形の変更 路線の廃止 車線数未決定の都市計画道路について、車線数の追加決定
	H23.11.21	八戸市 第306号	H23.10.26	第96回		道路
24	H24.6.13	八戸市 第208号	-	-	地区計画	八戸都市計画地区計画の変更 田向地区計画(A=約88.5ha)のうち 沿道地区(1) A=約9.3ha 約6.3ha (約3.0ha) 沿道地区(3) 約3.0ha を新設
			-	-		八戸都市計画審議員改選 委嘱状公布・組織会(会長、職務代理者の選出)・その他(都市計画に関する情報提供)
	H24.11.21	青森県 第823号	H24.10.26	第135回	臨港地区	八戸都市計画臨港地区の変更 八戸臨港地区(約706ha 707ha)
	H25.3.7	八戸市 第40号	-	-		駐車場整備 地区
	H25.3.7	八戸市 第41号	-	-	公園	八戸都市計画公園の変更 3.3.17館鼻公園(近:約1.9ha) (面積拡張17,562㎡ 19,326㎡)
	H25.3.7	八戸市 第42号	-	-	下水道	八戸都市計画下水道の変更 尻内雨水ポンプ場放流渠位置変更(尻内町字尻内河原) (馬淵川左岸5.4k+186m 馬淵川左岸5.6k+106m) 尻内雨水ポンプ場(約3,400㎡ 約3,000㎡)
	25	H26.3.6	八戸市 第43号	-	-	用途地域
		H26.2.21	第101回			